

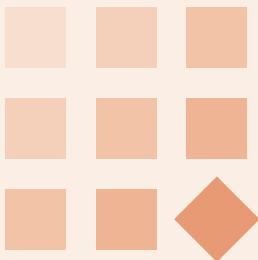
やっかん ご契約のしおり・約款

〈定期特約〉

〈災害死亡割増特約〉

〈傷害特約〉

「定期保険」、「終身保険」、「養老保険」、
「WAYS」に付加する特約



この冊子は、ご契約にともなう**大切なこと**がらを記載したものです。主契約の「ご契約のしおり・約款」とともに**大切に保存し**、ご活用ください。
また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

はじめに

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。後ほどお送りする裏書のお知らせ（承認通知書）または更新通知書とともに大切に保存し、ご活用ください。
また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

「ご契約のしおり」は

ご契約についての重要事項、
お手順などをわかりやすくご説明しています。

「約款」は

ご契約についてのとりきめを、
詳しくご説明しています。

ご契約のしおり

各種特約のお支払について

●「定期特約」について	4
●「災害死亡割増特約」について	5
●「傷害特約」について	7
●「リビング・ニーズ特約」について	9
●『ノンスモーカー割引』について	11
●対象となる不慮の事故について	13

お支払いできない場合について

●お支払いできない場合について	14
-----------------------	----

お申込にあたって

●生命保険募集人について	15
●クーリング・オフ制度(お申込の撤回または解除について) ...	16
●告知と告知義務について	17
●告知が事実と相違する場合	18
●特約を中途付加した場合の付加日および保障の開始に ついて	19

ご契約後について

●解約と解約払戻金について	21
●特約の更新	22
●「指定代理請求特約」について	23

その他生命保険に関するお知らせ

●「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時 照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険 契約などに関する情報の共同利用について	26
---	----

約款・特約条項

約款・特約条項

定期特約	32
災害死亡割増特約	40
傷害特約	50
リビング・ニーズ特約	60
非喫煙割引特約	66
指定代理請求特約	69
保険料口座振替特約	72
保険料クレジットカード支払特約	77

別表

別表	82
----------	----

目的別目次

つぎのような場合にはご案内のページをご覧ください。

特約のしくみについて

① この保険のしくみが知りたい

「定期特約」

P4

「災害死亡割増特約」

P5

「傷害特約」

P7

ご契約に際して

② 申込を撤回したい

クーリング・オフ制度

P16

③ 健康状態などの告知について知りたい

告知と告知義務について

P17

④ いつから保障が開始するのか知りたい

特約を中途付加した場合の付加日および保障の開始について

P19

ご契約後について

⑤ 保険金などが受取れないケースについて知りたい

お支払いできない場合について

P14

⑥ 受取人が請求できない場合の給付金などの受取りについて知りたい

「指定代理請求特約」について

P23

⑦ 保険を解約したい

解約と解約払戻金について

P21

各種特約のお支払について

「定期特約」について

名称	支払事由	支払額	受取人
特約死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	死亡保険金受取人
特約高度障害保険金	保険期間中に所定の高度障害状態になったとき		被保険者



所定の高度障害状態については巻末の別表3をご覧ください。

注意

特約死亡保険金と特約高度障害保険金は重複してお支払いしません。

- つぎの免責事由に該当した場合には、保険金をお支払いできません。

名称	免責事由
特約死亡保険金	(1) 責任開始期(日)から3年以内の被保険者の自殺 (2) 契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	(1) 契約者または被保険者の故意 (2) 被保険者の自殺行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

* 戦争その他の変乱による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は保険金を全額または削減して支払います。

「災害死亡割増特約」について

名称	支払事由	支払額	受取人
災害死亡保険金	保険期間中につきのいずれかに該当したとき ①不慮の事故によって180日以内に死亡したとき ②所定の感染症によって死亡したとき	災害保険金額	死亡保険金受取人
災害高度障害保険金	保険期間中につきのいずれかに該当したとき ①不慮の事故によって180日以内に所定の高度障害状態になったとき ②所定の感染症によって所定の高度障害状態になったとき		被保険者



- ・不慮の事故については、「対象となる不慮の事故について」の項をご覧ください。
- ・所定の高度障害状態については巻末の別表3を、所定の感染症については巻末の別表51をご覧ください。

ご注意

災害死亡保険金と災害高度障害保険金は重複してお支払いしません。

- つぎの免責事由に該当した場合には、保険金をお支払いできません。

名称	免責事由
災害死亡保険金	(1) 契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
災害高度障害保険金	(1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

* 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は保険金を全額または削減して支払います。

「傷害特約」について

名称	支払事由	支払額	受取人
災害死亡保険金	保険期間中につきのいずれかに該当したとき ①不慮の事故によって180日以内に死亡したとき ②所定の感染症によって死亡したとき	災害保険金額	死亡保険金受取人
障害給付金	保険期間中に、不慮の事故によって180日以内に所定の身体障害状態になったとき	災害保険金額に、身体障害状態の程度により、所定の給付割合を乗じて得た額	被保険者



- ・不慮の事故については、「対象となる不慮の事故について」の項をご覧ください。
- ・所定の身体障害状態および給付割合については巻末の別表7を、所定の感染症については巻末の別表51をご覧ください。

- ・障害給付金のお支払は、保険期間を通じ給付割合を通算して100%を限度とします。
- ・災害死亡保険金のお支払に際して、同一の不慮の事故によりすでに障害給付金をお支払いしている（またはお支払いする）場合には、その障害給付金の支払額を災害保険金額から差引いた金額をお支払いします。

- つぎの免責事由に該当した場合には、保険金等をお支払いできません。

名称	免責事由
災害死亡保険金	(1) 契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
障害給付金	(1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

＊戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は保険金等を全額または削減して支払います。

「リビング・ニース特約」について

【特長】

- ① 被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、主契約、「定期特約」の死亡保険金の全部または一部を、リビング・ニース保険金として被保険者の生存中に受取ることができます。
- ② リビング・ニース保険金は、闘病資金や充実した余命期間を過ごすための資金などとして活用することができます。
- ③ 「リビング・ニース特約」の保険料のお払込は必要ありません。

〈リビング・ニース保険金〉

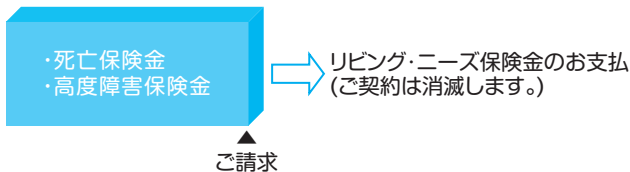
支払事由	支払額	受取人
被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	指定保険金額を基準として計算した金額(※)	被保険者

※リビング・ニース保険金のご請求の際に、被保険者は、対象となる保険金額の範囲内で、指定保険金額を指定してください。リビング・ニース保険金のお支払額は、指定保険金額から、リビング・ニース保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差引いた金額とします。

- ・指定保険金額について
 - * 100万円以上100万円単位で指定してください。
 - * 被保険者お1人につき、当社のすべてのご契約を通算して3,000万円を限度とします。
- ・「余命6か月以内」であるかどうかについては、医師が記入した診断書などにもとづいて、当社が判断します。「余命6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。
- ・リビング・ニース保険金のお支払は、1回となります。リビング・ニース保険金をお支払いした場合には、「リビング・ニース特約」は消滅します。

●リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合

1. 死亡保険金の全部をお支払いした場合



- ・ご契約は、リビング・ニーズ保険金のご請求日にさかのぼって消滅します。
- ・主契約に付加されている特約も同時に消滅します。この場合、消滅する特約に解約払戻金がある場合でも、解約払戻金はお支払いしません。

2. 死亡保険金の一部をお支払いした場合



- ・保険金額は、リビング・ニーズ保険金のご請求日にさかのぼって指定保険金額分だけ減額されます。この場合、保険金額の減額分についての解約払戻金はお支払いしません。
- ・リビング・ニーズ保険金をお支払いした後も継続する部分の保険料については、引き続きお払込が必要です。
- ・「リビング・ニーズ特約」の対象とならない特約については、そのまま継続します。

●主契約、「定期特約」の保険期間満了前1年以内である場合の取扱

- ・リビング・ニーズ保険金のご請求日が、主契約、「定期特約」の保険期間満了前1年以内である場合(主契約、「定期特約」が更新される場合を除きます。)には、その主契約、「定期特約」については「リビング・ニーズ特約」は適用しません。

●指定代理請求人の制度について

- ・被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情がある場合には、ご契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が、リビング・ニーズ保険金を請求できます。「指定代理請求特約」を付加した場合には、その規定を優先して適用します。(詳しくは「指定代理請求特約」について)の項をご覧ください。)

『ノンスモーカー割引』について

- ・『ノンスモーカー割引』とは、被保険者の喫煙状況が所定の基準に該当している場合に、「ノンスモーカー割引特約〈正式名称：非喫煙割引特約〉」を付加することにより、「定期特約」の保険料の割引を行うものです。

●『ノンスモーカー割引』のしくみ

- ・「ノンスモーカー割引特約」を付加した「定期特約」の保険料率は、非喫煙保険料率となり、通常の保険料に比べ割安になります。

〈非喫煙保険料率の適用について〉

- ・非喫煙保険料率は、つぎの基準に該当している被保険者に対して適用します。
 - (1) 過去 1 年間に喫煙したことがないこと (※)
※喫煙状況の判断は、告知に加え所定の検査によって行います。
 - (2) 保険金額が所定の金額以上であること
- ・喫煙状況について、故意または重大な過失によって、事実と違うことを申告された場合、当社は「非喫煙割引に関する告知義務違反」として「ノンスモーカー割引特約」を解除することがあります。この場合には、「定期特約」の保険金額の減額などを行います。

●「ノンスモーカー割引特約」の復活について

- ・保険料のお払込がないまま効力を失った場合でも、失効した日から3年以内であれば、「ノンスモーカー割引特約」の復活を請求できます。
- ・復活を行う際に、被保険者の喫煙状況が所定の基準に該当しないため、「ノンスモーカー割引特約」を復活することが

できずに「定期特約」を復活する場合には、復活後の「定期特約」の保険料率を通常の保険料率に変更し、所定の方法によって計算した金額を授受することがあります。

●「ノンスモーカー割引特約」の保険期間満了後のお取扱について

- ・「ノンスモーカー割引特約」には、告知・診査を省略して更新するお取扱がありません。したがって、更新後の「定期特約」の保険料率は、通常の保険料率になります。
ただし、「定期特約」の更新の際に告知・診査をあらためてお申出いただき、被保険者の喫煙状況が所定の基準に該当している場合には、「ノンスモーカー割引特約」を継続することができます。（更新時に「ノンスモーカー割引特約」を取扱っている場合に限ります。）

対象となる不慮の事故について

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。（ただし、除外する事故(※)もあります。）

● 急激・偶発・外来の定義

急激	傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
偶発	傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意によるものは該当しません。）
外来	傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

● 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水（河川の氾濫による溺死、遊泳中の溺死） ・窒息 ・不慮の中毒（一酸化炭素中毒）	・高山病 ・乗物酔い ・過度の運動による骨折や捻挫 ・熱中症（日射病・熱射病）

※ 除外する事故

疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したとき
疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	①感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ②外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ③洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎など

お支払いできない場合について

●支払事由に該当しない場合

- ・つぎのような場合など、約款に定める支払事由に該当しないとき

<「定期特約」「災害死亡割増特約」「傷害特約」保険金をお支払いできない場合>

- (1) 保険期間の満了した後の保険事故を原因とするとき
- (2) 巻末の別表 3 に定める高度障害状態に該当しないとき
(高度障害保険金など)
- (3) 巻末の別表 7 に定める身体障害状態に該当しないとき
(障害給付金)

●免責事由に該当した場合



詳しくは、各特約のお支払についての項をご覧ください。

●告知義務違反による解除の場合

●保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合

●重大事由による解除の場合



詳しくは、主契約の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

●詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

- ・この場合、すでにお払込いただいた保険料は払戻しません。

お申込にあたって

生命保険募集人について

- ・生命保険募集人は、保険契約の締結の「媒介」または「代理」を行うものです。「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。また、「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。
- ・当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ・ご契約が成立した後にご契約の内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約の内容の変更などに対する当社の承諾が必要です。

〈当社の承諾が必要なご契約の内容の変更などのお手続の例〉

- * ご契約の復活
- * 特約の中途付加 など

クーリング・オフ制度（お申込の撤回または解除について）

- ・生命保険は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討ください。
- ・ご納得がいかない場合には、お申込者またはご契約者（以下、「お申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）のお払込の日のいずれか遅い日（第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を当社が確認した日のいずれか遅い日）からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除（以下、「お申込の撤回など」といいます。）をすることができます。（※）
- ・この場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。
- ・つぎの場合には、お申込の撤回などのお取扱ができません。
 - ＊ 当社が指定した医師の診査を受けた場合
 - ＊ すでに契約したご契約の内容を変更する場合

※お申込の撤回などの書面を発信した時に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回などの効力は生じません。ただし、お申込の撤回などの書面を発信した時に、お申込者などが給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

●ご連絡方法

- ・お申込の撤回などは、必ず郵便により上記の期間内（**8日以内**の消印有効）に当社あてに発信してください。
- ・書面（ハガキ、便箋）には、お申込の撤回などの意思を明記し、お申込者などの氏名・氏名のフリガナ・住所をご記入ください。

〈郵送先〉

〒182-8008

日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行

告知と告知義務について

● ご契約者や被保険者の告知について

- ・ ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことからについておたずねいたします。

● 告知義務について

- ・ ご契約者や被保険者には、ご健康の状態などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めからご健康の状態の良くない方や危険度の高いご職業に従事している方などが無条件に契約しますと、保険料の負担の公平性が保たれません。ご契約に際しては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在のご健康の状態、身体の障害状態、ご職業など「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください（告知をしてください）。

なお、告知をしていただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。

- ・ 医師の診査を受けてお申しいただく場合には、当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）などについておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせください（告知をしてください）。口頭により告知をしていただいた内容は、医師により記録されますので、ご確認のうえ自署欄に署名してください。
- ・ 効力を失ったご契約を復活する場合にも告知が必要です。

● 告知受領権について

- ・ 告知受領権は、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が持ちます。生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がなく、生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりませんので、ご注意ください。

● 傷病歴などがある方のお引受について

- ・ 当社では、他のご契約者との公平性を保つため、お客さまのご健康の状態などに応じたお引受を行っています。ご契約をお

断りする場合がありますが、傷病歴などがある方を全てお断りするわけではありません。なお、お断りする場合には、お客さまあてに書面または募集代理店を通じてご通知します。

- ・当社では、ご健康の状態にかかわらず、どなたでも契約できる終身保険「終身保険どなたでも＜正式名称：終身保険〔無選択型〕＞」を販売していますので、ご検討ください。

●ご契約の内容の確認について

- ・当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約のお申込の際やご契約成立後に、お申込の内容や告知内容について確認させていただく場合があります。

告知が事実と相違する場合

●「告知義務違反」によるご契約または特約の解除

- ・告知をしていただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいたりしますと、責任開始日から2年（※）以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

＊ 責任開始日から2年（※）を経過していても、給付金・保険金・年金などのお支払事由が責任開始日から2年（※）以内に生じていた場合などには、ご契約または特約を解除することがあります。

＊ ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じていても、原則としてこれをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込を免除する事由が生じていても、原則としてお払込を免除することはできません。

- ・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。

ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認

められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

- ・上記に記載したご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結の状況などにより、給付金・保険金・年金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な疾患や、死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をしなかった場合」など、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合には、詐欺によるご契約の取消しの規定を適用して、給付金・保険金・年金などをお支払いできないことがあります。この場合、「告知義務違反」による解除の対象となる責任開始日から2年(※)を経過した後でもご契約が取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

特約を中途付加した場合の付加日および保障の開始について

●付加日

- ・特約を主契約に中途付加して締結する際に、契約者が指定した月の主契約の契約応当日（半年払契約・年払契約の場合は半年単位・年単位の契約応当日。また応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。）を付加日といいます。

●特約保険料の払込

- ・特約の第1回保険料は、主契約の保険料の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

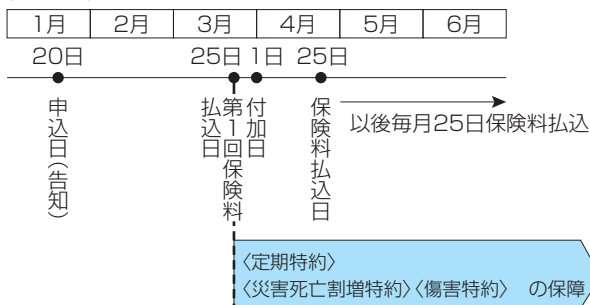
●保障の開始

- ・当社が、ご契約上の保障を開始する時期（日）を、責任開始期（日）といいます。ご契約を当社がお引き受けすることを承諾した場合の責任開始期（日）は、「第1回保険料のお払込が完了した時と付加日のいずれか早い時」とし、その時から保障を開始します。

●付加日と保障の開始の例(月払の場合)

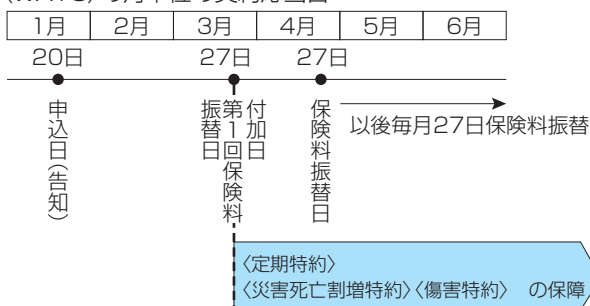
1. 勤務先などの団体や集団を通じて払い込む方法(例)

- ・ 契約応当日が毎月1日で、1月20日に特約の中途付加をお申しいただいた場合
- ・ 付加日：既にご契約の〈定期保険〉〈終身保険〉〈養老保険〉〈WAYS〉の月単位の契約応当日



2. 口座振替で払い込む方法(例)

- ・ 契約応当日が毎月27日で、1月20日に特約の中途付加をお申しいただいた場合
- ・ 付加日：既にご契約の〈定期保険〉〈終身保険〉〈養老保険〉〈WAYS〉の月単位の契約応当日



上記の特約の付加日の説明は代表例であり、保険料のお払込方法(経路)などによっては上記にあてはまらない場合がありますので、ご注意ください。

ご契約後について

解約と解約払戻金について

●解約について

- ・生命保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。
- ・主契約を解約すると、付加されている特約も同時に解約となります。

●「定期特約」の解約払戻金について

- ・生命保険は、多数の方が保険料を出し合い、相互に保障し、助け合う制度です。したがって、預貯金のように保険料がそのまま積み立てられるものではありません。保険料のうち、一部は年々の給付金・保険金・年金などのお支払に、また一部はご契約を維持するための費用などにあてられるしくみになっています。したがって、途中で解約すると、多くの場合お払込みいただいた保険料全額は戻りません。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約払戻金は全くないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。(解約払戻金額は、契約年齢、性別、保険期間、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。)
- ・お申込の保険契約の解約払戻金の金額は、保険証券に例示されます。(払済保険に変更後の解約払戻金は例示されていませんので、当社へご照会ください。)

●「災害死亡割増特約」、「傷害特約」の解約払戻金について

- ・保険期間と保険料払込期間が同一の場合には、解約払戻金はありません。
- ・保険期間と保険料払込期間が異なる場合にお支払する解約払戻金は、全くないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。(解約払戻金額は、契約年齢、性別、保険期間、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。)
- ・お申込の保険契約の解約払戻金の金額は、保険証券に例示されます。

特約の更新

●特約の更新について

- ・特約の保険期間が年満期の場合、主契約が更新されたとき、または特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にあるときには、保険期間満了の日の翌日に、自動的に更新されます。
- ・つぎのいずれかに該当する場合には、特約は更新されません。
 - (1) 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 更新後の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
- ・更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一の年数とします。ただし、上記(1)または(2)に該当する場合には、所定の範囲で更新後の保険期間を変更して更新することがあります。

●更新後の特約と保険料について

- ・更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって計算されます。
- ・同一の保障内容で更新する場合であっても、更新後の特約の保険料は、通常、更新前より高くなります。
- ・更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものとみなします。
- ・給付金の通算支払限度の規定を適用するときは、更新前の特約で既に支払われた給付金を通算します。

●更新を希望しない場合

- ・更新を希望しない場合には、保険期間満了の日の2か月前までにお申出ください。

「指定代理請求特約」について

●「指定代理請求特約」のしくみ・特長

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合に、(指定)代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるようにする特約です。

お願い

この特約を付加した際には、ご契約者から指定代理請求人に対して、「指定代理請求人に指定されたこと」および「被保険者に代わって給付金などを請求できること」をお伝えください。

●代理請求の対象となる給付金など

- ・被保険者が受取人となる給付金など
- ・被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

●指定代理請求人から請求する場合

- ・被保険者本人が受取人となる給付金などについて、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるのは、つぎの場合です。

- ・被保険者が、事故や病気などにより、給付金などの請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ・被保険者が、がんなどの病名の告知や余命の告知を受けていない場合
- ・その他、これらに準じる状態であると当社が認めた場合

● 指定代理請求人に指定できる方

- ・あらかじめつぎの範囲内で指定された指定代理請求人（1名）が、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者の直系血族
- (3) 被保険者の3親等内の親族
- (4) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている方
- (5) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方

なお、(4)および(5)については、給付金などの請求の際に、会社所定の書類等によりその事実を確認できる場合に限って、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

- * ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定、変更または指定の撤回をすることができます。

● 代理請求人による請求となる場合

- ・つぎの(a)～(e)のいずれかに該当し、被保険者が給付金などを請求できない特別な事情がある場合は、代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できます。

- (a) 指定代理請求人が請求時に「代理請求できる方」の範囲外である場合
- (b) 指定代理請求人が死亡している場合
- (c) 指定代理請求人の指定が撤回された場合
- (d) 指定代理請求人があらかじめ指定されていない場合
- (e) 指定代理請求人に給付金などを請求できない特別な事情がある場合

- ・代理請求人はつぎの範囲内のいずれかの方となります。

- ・ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ・ 上記に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
- ・ 代理請求人としての要件を満たしていると当社が認めた方



お手続きに必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

お願い

ご事情により契約時に指定代理請求人を指定しない場合や指定代理請求人の指定を撤回した場合でも、その後指定代理請求人を指定いただけるようになりましたら、すみやかに当社または募集代理店までご連絡下さい。

ご契約のしおり

「指定代理請求特約」について

● 留意点

1. 特約の付加に際して

- ・「指定代理請求特約」を付加した場合には、「リビング・ニーズ特約」に指定代理請求人による請求の規定があるときでも、それを適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとしします。

2. 代理請求に際して

- ・故意に給付金などの支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた方または故意に給付金などの受取人を給付金などを請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ・給付金などの受取人が法人である場合は、代理請求は取扱いません。

3. 代理請求により給付金などを支払った後について

- ・給付金などを指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後に重複してその給付金などの請求を受けても、お支払いしません。

ご注意

代理請求によって給付金などを支払った後に、ご契約者または被保険者からお問合せ・お申出を受けた場合、当社は事実に基づいてご回答・ご説明せざるを得ないことがあります。このような場合、当社は指定代理請求人または代理請求人にご契約者または被保険者への事情説明をお願いすることがあります。

その他生命保険に関するお知らせ

「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などの保険契約などに関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづき、以下のとおり、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

●「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」について

- ・当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社など」といいます。)とともに、保険契約・共済契約・特約の中途付加(以下、「保険契約など」といいます。)のお引受の判断または給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の登録事項を共同して利用しています。

保険契約などのお申込があった場合には、当社は、(一社)生命保険協会に、保険契約などについて以下の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約などをお引受けできなかった場合には、その登録事項は消去されます。

(一社)生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約などのお申込があった場合または給付金・保険金・共済金などのご請求があった場合、(一社)生命保険協会から各生命保険会社などに提供され、各生命保険会社などにおいて、保険契約などのお引受または給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にするために利用されることがあります。なお、登録の期間、お引受およびお支払の判断の参考にする期間は、契約日、復活日、復旧日、増額日または特約の中途付加日(以下、「契約日等」といいます。)から5年間(被保

険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社などはこの制度により知り得た内容を、保険契約などのお引受および給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にする以外には使用しません。また、各生命保険会社などは、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

〈登録事項について〉

つぎの事項が登録されます。

- (1) ご契約者および被保険者の氏名・生年月日・性別・住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額、災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類とその日額
- (4) 契約日、復活日、復旧日、増額日、特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込の状態について相互に照会することがあります。

- ・ 当社の保険契約などに関する登録事項については、当社が管理責任を負います。ご契約者または被保険者は、所定のお手続により、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、「個人情報保護に関する法律」に違反して登録事項が取扱われている場合は、所定のお手続により、登録事項の利用の停止または第三者への提供の停止を求めることができます。それぞれのお手続の詳細については、当社にお問合わせください。
- ・ 「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

●「支払査定時照会制度」について

当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社など」といいます。)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払の判断または保険契約もし

くは共済契約など(以下、「保険契約など」といいます。)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下、「お支払などの判断」といいます。)の参考にすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

給付金・保険金・年金などのご請求があった場合や、これらに関係する保険事故が発生したと判断される場合には、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は以下の相互照会事項に限定され、ご請求に関係する傷病名などの情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払などの判断の参考にするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。なお、照会を受けた各生命保険会社などに相互照会事項記載の情報が存在しなかった場合には、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社などは「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

〈相互照会事項について〉

- ・ つぎの事項が相互照会されます。ただし、ご契約の消滅後5年を経過したご契約に関する事項は除きます。

- (1) 被保険者の氏名・生年月日・性別・住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の各事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして。)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、ご契約者の氏名と被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名と被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料とその払込方法

※相互照会事項中、被保険者、保険事故、保険種類、契約者、給付金・保険金、給付金額・保険金額、保険料とあるのは、共済契約の場合にはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- ・当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または給付金・保険金・年金などの受取人は、所定のお手続により、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合は、所定のお手続により、当該情報の利用の停止または第三者への提供の停止を求めることができます。それぞれのお手続の詳細については、当社にお問合わせください。
- ・「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

●MEMO

約款・特約条項

定期特約

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、被保険者が死亡した場合は特約死亡保険金を、所定の高度障害状態に該当した場合は特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

定期特約

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条＜特約の被保険者＞

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間および主契約の保険料払込期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第4条＜特約保険金の支払＞

- 1 特約死亡保険金、特約高度障害保険金（以下、総称して「特約保険金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 特約死亡保険金

特約保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき
支払額	特約保険金額

受取人	主契約の死亡保険金受取人
支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意 ②責任開始期（この特約の復活または復旧が行われた場合は最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ③戦争その他の変乱

(2) 特約高度障害保険金

支払事由	被保険者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に別表3に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
支払額	特約保険金額
受取人	主契約の高度障害保険金の受取人
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意 ②被保険者の自殺行為 ③被保険者の犯罪行為 ④戦争その他の変乱

- 2 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合の特約死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- 3 特約高度障害保険金の請求前に被保険者が死亡した場合は、特約高度障害保険金は支払わず、特約死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- 4 特約高度障害保険金を支払った場合は、この特約は、その高度障害状態に該当した時にさかのぼって消滅します。
- 5 免責事由に該当して、特約死亡保険金を支払わない場合には、会社は、この特約の保険料積立金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
- 6 主契約の死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときには、会社は、特約死亡保険金の残額をその他の主契約の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の保険料積立金を保険契約者に支払います。
- 7 被保険者が、戦争その他の変乱によって特約保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約保険金を全額または削減して支払うことがあります。
- 8 この特約が更新されない場合で、この特約の保険期間満了の日にお

いて、高度障害状態のうちの回復の見込がないことのみが明らかでないために特約高度障害保険金が支払われないときで、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。

9 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前の疾病を原因として、特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特約高度障害保険金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条<特約保険金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第6条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第7条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第8条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第9条<原特約への復旧>

- 1 主契約の復旧請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第10条<特約の保険期間、保険料払込期間の変更>

- 1 保険契約者は、主契約の保険期間の変更、主契約の保険料払込期間の変更の際、会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約の保険期間、この特約の保険料払込期間を変更することができます。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が主契約の保険期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を短縮するものとし、また、この特約の保険料払込期間をあわせて短縮することがあります。

- 3 主契約の保険料払込期間が短縮され、この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険料払込期間を短縮するものとし、また、この特約の保険期間をあわせて短縮することがあります。
- 4 前3項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第11条<主約款の保険料の自動振替貸付および保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合の取扱>

- 1 主約款の保険料の自動振替貸付の規定は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について適用します。
- 2 主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金があるときはその金額を主契約の解約払戻金額に加えて取り扱います。
- 3 主約款の保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金額は主契約の解約払戻金額に加えません。

第12条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第13条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向けてこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条<特約保険金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向けて特約保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の規定により特約保険金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第16条<特約の消滅>

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- 2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、特約保険金の支払事由に該当した場合を除きます。
- 3 第1項第2号の規定によりこの特約が消滅した場合には、この特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主契約の払済保険の保

除金額を計算します。

第17条＜特約の払戻金＞

この特約の解約払戻金および保険料積立金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。

第18条＜特約の契約者配当＞

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第19条＜特約の更新＞

- 1 主契約およびこの特約の保険期間が満了し主契約が更新された場合またはこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にある場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限りです。）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満期で定めてあるとき
 - (4) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- 5 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- 6 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、猶予期間中に保険事故が発生した場合、ならびに保険料の自動振替貸付の規定を準用します。
- 7 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 8 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 9 第4条＜特約保険金の支払＞、第6条＜特約の保険料の払込免除＞および第12条＜告知義務および告知義務違反による解除＞の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保

険期間とは継続されたものとして取り扱います。

- 10 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 11 更新後の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
- 12 この特約が更新された場合は、第17条<特約の払戻金>を「この特約の解約払戻金および保険料積立金は、更新（更新が2回以上行われた場合は最後の更新）後の経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。」と読み替えます。
- 13 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 14 第2項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第3号のいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結します。この場合、第9項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第20条<契約内容の登録>

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（この特約の復活、復旧または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活日、復旧日または特約の中途付加日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内

容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるとします。

- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第23条＜中途付加する場合の特則＞の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合には、主契約または死亡保険金もしくは災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、死亡保険金のある特約および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、特約の中途付加日から5年間（中途付加日において被保険者が満15歳未満の場合は、中途付加日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
- 10 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第21条＜管轄裁判所＞

特約保険金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第23条＜中途付加する場合の特則＞

- 1 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、つぎのとおり定めるものとします。
 - ① 月払契約の場合
主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）
 - ② 半年払契約の場合
主契約の半年単位の契約応当日
 - ③ 年払契約の場合
主契約の年単位の契約応当日
 - (2) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。
 - (3) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。
 - (4) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付

加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時から前項に定める付加日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時を責任開始期とします。
 - (2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約保険金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。
 - (3) この特約の保険料は、付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。
 - (4) 前号の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
 - (5) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第24条<主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則>

- 1 この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約が付加された場合には、この特約は同時に消滅します。
- 2 前項の場合、この特約の保険料積立金を主契約の保険料積立金とともに基本年金額の計算基礎となる金額に含めます。

第25条<疾病入院保険、医療保険〔2005〕に付加する場合の特則> （記載省略）

災害死亡割増特約

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、被保険者が不慮の事故または感染症により死亡した場合は災害死亡保険金を、不慮の事故または感染症により所定の高度障害状態に該当した場合は災害高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条＜特約の被保険者＞

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間および主契約の保険料払込期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向けて解約されたものとします。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第4条＜不慮の事故および不慮の事故による傷害の定義＞

- 1 この特約において「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「不慮の事故による傷害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による傷害をいいます。
- 2 前項において「急激」、「偶発」および「外来」とは、つぎの各号に定めるものをいいます。
 - (1) 急激
傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
 - (2) 偶発
傷害の原因となった事故または傷害の発生がこの特約の被保険者に

とって予見できないことをいい、この特約の被保険者の故意にもとづくものは該当しません。

(3) 外来

傷害の原因がこの特約の被保険者の身体の外から作用することを行い、身体の内部的原因によるものは該当しません。

3 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

4 この特約に定める不慮の事故による傷害については、前3項のほか、つぎの各号に定めるところによります。

(1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。

(2) この特約の被保険者に施された医療行為による傷害は除きます。ただし、第1項に定める不慮の事故による傷害の治療のための医療行為による傷害はこの限りではありません。

(3) 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息は除きます。

(4) 感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は除きます。

(5) 外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは除きます。

(6) 洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎などは除きます。

(7) 日射病・熱射病などの過度の高温中の気象条件によるもの、高山病などの気圧の変化によるもの、乗り物酔いおよび飢餓・渴は除きます。

(8) 過度な努力や激しい運動中の過度の肉体行使、騒音暴露および振動は除きます。

第5条<災害保険金の支払>

1 災害死亡保険金、災害高度障害保険金（以下、総称して「災害保険金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 災害死亡保険金

災害保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき ①責任開始期（この特約の復活または復旧が行われた場合は最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ②責任開始期以後に発病した別表51に定める感染症（以下、「感染症」といいます。）を直接の原因として死亡したとき
支払額	災害保険金額
受取人	主契約の死亡保険金受取人
支払事由に該当しても災害保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為

由」といいます。)	③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波 ⑧戦争その他の変乱
-----------	--

(2) 災害高度障害保険金

支払事由	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき ①責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に別表3に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。 ②責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因として、高度障害状態に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
支払額	災害保険金額
受取人	主契約の高度障害保険金の受取人
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波 ⑧戦争その他の変乱

- 2 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合の災害死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- 3 災害高度障害保険金の請求前に被保険者が死亡した場合は、災害高度障害保険金は支払わず、災害死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- 4 災害高度障害保険金を支払った場合は、この特約は、その高度障害状態に該当した時にさかのぼって消滅します。
- 5 主契約の死亡保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人で

あるときには、会社は、災害死亡保険金の残額をその他の主契約の死亡保険金受取人に支払います。

- 6 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって、災害保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、災害保険金を全額または削減して支払うことがあります。
- 7 この特約が更新されない場合で、この特約の保険期間満了の日において、高度障害状態のうちの回復の見込がないことのみが明らかでないために災害高度障害保険金が支払われないときで、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（不慮の事故を直接の原因とする場合については、当該不慮の事故の日からその日を含めて180日以内であることを要します。）には、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとみなして災害高度障害保険金を支払います。

第6条<災害保険金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の災害保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第7条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第8条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第9条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第10条<原特約への復旧>

- 1 主契約の復旧請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第11条<特約の保険期間、保険料払込期間の変更>

- 1 保険契約者は、主契約の保険期間の変更、主契約の保険料払込期間の変更の際、会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約の保険期間、この特約の保険料払込期間を変更することができます。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が主契約の保険期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を短縮するものとし、また、この特約の保険料払込期間をあわせて短縮することがあります。
- 3 主契約の保険料払込期間が短縮され、この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険料払込期間を短縮するものとし、また、この特約の保険期間をあわせて短縮することがあります。

- 4 前3項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第12条<主約款の保険料の自動振替貸付および保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合の取扱>

- 1 主約款の保険料の自動振替貸付の規定は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について適用します。
- 2 主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金があるときはその金額を主契約の解約払戻金額に加えて取り扱います。
- 3 主約款の保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金額は主契約の解約払戻金額に加えません。

第13条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第14条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第15条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第16条<災害保険金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向かって災害保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が、前項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 つぎの各号のいずれかに該当し、災害保険金額が会社の定める限度をこえたときは、災害保険金額を会社の定める限度まで減額します。
 - (1) 主契約の保険金額が減額されたとき
 - (2) 主契約に付加されている定期特約の特約保険金額、逓減定期特約もしくは逓増定期特約の特約基準保険金額または家族生活保障特約の特約基準年金額が減額されたとき
 - (3) 前号に定める特約が消滅したとき
- 4 本条の規定により災害保険金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第17条<特約の消滅>

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- 2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅した場合には、主契約の死亡保険金または高度障害保険金の支払事由に該当したときを除き、会

社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、主契約が死亡保険金の支払の免責事由に該当し、保険料積立金が支払われる場合には、会社は、この特約の保険料積立金があるときは、これを保険契約者に支払います。

- 3 第1項第2号の規定によりこの特約が消滅した場合には、この特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主契約の払済保険の保険金額を計算します。

第18条<特約の払戻金>

- 1 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および保険料積立金はありません。
- 2 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が異なる場合、この特約の解約払戻金および保険料積立金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。

第19条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条<特約の更新>

- 1 主契約およびこの特約の保険期間が満了し主契約が更新された場合またはこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にある場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満期で定めてあるとき
 - (4) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- 5 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、猶予期間中に保険事故が発生した場合、ならびに保険料の自動振替貸付の規定を準用します。
- 6 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 7 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会

社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、

- 8 第5条<災害保険金の支払>、第7条<特約の保険料の払込免除>および第13条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- 9 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 10 更新後の災害保険金額は、更新前の災害保険金額と同額とします。
- 11 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 12 第2項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第3号のいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結します。この場合、第8項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第21条<契約内容の登録>

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 災害死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（この特約の復活または復旧が行われた場合は、最後の復活日または復旧日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の

請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるとします。

- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第24条＜中途付加する場合の特則＞の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合には、主契約または死亡保険金もしくは災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、死亡保険金のある特約および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、特約の中途付加日から5年間（中途付加日において被保険者が満15歳未満の場合は、中途付加日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
- 10 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第22条＜管轄裁判所＞

災害保険金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第24条＜中途付加する場合の特則＞

1 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。

(1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、つぎのとおり定めるものとします。

① 月払契約の場合

主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）

② 半年払契約の場合

主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

主契約の年単位の契約応当日

(2) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

(3) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

- (4) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。
- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時が前項に定める付加日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時を責任開始期とします。
 - (2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に災害保険金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。
 - (3) この特約の保険料は、付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。
 - (4) 前号の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
 - (5) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第25条<主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則>

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約が付加された場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 年金支払移行特約が付加されたことにより災害保険金額が会社の定める限度をこえた場合には、災害保険金額を会社の定める限度まで減額します。
- (2) 前号の規定により災害保険金額が減額された場合には、この特約の減額部分の保険料積立金を主契約の保険料積立金とともに基本年金額の計算基礎となる金額に含めます。
- (3) つぎのいずれかに該当したときは、この特約は同時に消滅します。
 - ① 主契約の全部を年金支払に移行したとき
 - ② 主契約のうち年金支払に移行しない部分が消滅したとき
- (4) 前号①の場合、この特約の保険料積立金を主契約の保険料積立金とともに基本年金額の計算基礎となる金額に含めます。
- (5) 主契約のうち年金支払に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- (6) 前号の場合で、主契約のうち年金支払に移行しない部分の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

第26条<終身介護年金保険〔総合型〕、終身介護年金保険〔痴ほう型〕、介護年金定期保険〔総合型〕に付加する場合の特則> (記載省略)

第27条<新医療保険に付加する場合の特則> (記載省略)

第28条<疾病入院保険、医療保険〔2005〕に付加する場合の特則>

(記載省略)

第29条＜家族生活保障保険〔無解約払戻金型〕に付加する場合の特則＞

(記載省略)

傷害特約

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、被保険者が不慮の事故または感染症により死亡した場合は災害死亡保険金を、不慮の事故により所定の身体障害状態に該当した場合は障害給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社へ申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条＜特約の被保険者＞

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間および主契約の保険料払込期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向けて解約されたものとします。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第4条＜不慮の事故および不慮の事故による傷害の定義＞

- 1 この特約において「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「不慮の事故による傷害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による傷害をいいます。
- 2 前項において「急激」、「偶発」および「外来」とは、つぎの各号に定めるものをいいます。
 - (1) 急激
傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
 - (2) 偶発
傷害の原因となった事故または傷害の発生がこの特約の被保険者に

とって予見できないことをいい、この特約の被保険者の故意にもとづくものは該当しません。

(3) 外来

傷害の原因がこの特約の被保険者の身体の外部から作用することを行い、身体の内部的原因によるものは該当しません。

3 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

4 この特約に定める不慮の事故による傷害については、前3項のほか、つぎの各号に定めるところによります。

(1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。

(2) この特約の被保険者に施された医療行為による傷害は除きます。ただし、第1項に定める不慮の事故による傷害の治療のための医療行為による傷害はこの限りではありません。

(3) 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息は除きます。

(4) 感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は除きます。

(5) 外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは除きます。

(6) 洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎などは除きます。

(7) 日射病・熱射病などの過度の高温中の気象条件によるもの、高山病などの気圧の変化によるもの、乗り物酔いおよび飢餓・渴は除きます。

(8) 過度な努力や激しい運動中の過度の肉体行使、騒音暴露および振動は除きます。

第5条く特約保険金の支払>

1 災害死亡保険金、障害給付金（以下、総称して「特約保険金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 災害死亡保険金

特約保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき ①責任開始期（この特約の復活または復旧が行われた場合は最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ②責任開始期以後に発病した別表51に定める感染症を直接の原因として死亡したとき
支払額	災害保険金額
受取人	主契約の死亡保険金受取人
支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故

す。)	④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波 ⑧戦争その他の変乱
-----	--

(2) 障害給付金

支払事由	被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内のこの特約の保険期間中に、別表7に定める身体障害の状態（以下、「身体障害状態」といいます。）に該当したとき
支払額	災害保険金額にその身体障害状態が該当する種目に対応する別表7に定める給付割合を乗じて得た金額
受取人	主契約の高度障害保険金の受取人
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波 ⑧戦争その他の変乱

- 2 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合の災害死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- 3 災害死亡保険金を支払う場合に、障害給付金について、つぎの各号のいずれかに該当する事実があるときは、災害保険金額にその該当する障害給付金の給付割合を乗じて得た金額の合計額を災害保険金額から差し引きます。
 - (1) 災害死亡保険金の支払事由となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
 - (2) 災害死亡保険金の支払事由となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
- 4 災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に災害死亡保険金の支払事由となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 5 主契約の死亡保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときには、会社は、災害死亡保険金の残額をその他の主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- 6 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって、特約保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保

険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約保険金を全額または削減して支払うことがあります。

- 7 この特約が更新されない場合で、この特約の保険期間満了の日において、身体障害状態のうちの回復の見込がないことのみが明らかでないために障害給付金が支払われないときで、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（当該不慮の事故の日からその日を含めて180日以内であることを要します。）には、この特約の保険期間満了の日に身体障害状態に該当したものとみなして障害給付金を支払います。

第6条＜障害給付金の支払限度＞

障害給付金の支払は、この特約の保険期間を通じ、その給付割合を通算して100%をもって限度とします。

第7条＜特約保険金の請求、支払時期および支払場所＞

この特約の特約保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第8条＜特約の保険料の払込免除＞

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第9条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第10条＜特約の復活＞

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第11条＜原特約への復旧＞

- 1 主契約の復旧請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第12条＜特約の保険期間、保険料払込期間の変更＞

- 1 保険契約者は、主契約の保険期間の変更、主契約の保険料払込期間の変更の際、会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約の保険期間、この特約の保険料払込期間を変更することができます。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が主契約の保険期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を短縮するものとし、また、この特約の保険料払込期間をあわせて短縮することができます。
- 3 主契約の保険料払込期間が短縮され、この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険料払込期間を短縮するものとし、また、この特約の保険期間をあわせて短縮することができます。
- 4 前3項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の

保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第13条＜主約款の保険料の自動振替貸付および保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合の取扱＞

- 1 主約款の保険料の自動振替貸付の規定は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について適用します。
- 2 主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金があるときはその金額を主契約の解約払戻金額に加えて取り扱います。
- 3 主約款の保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金額は主契約の解約払戻金額に加えません。

第14条＜告知義務および告知義務違反による解除＞

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第15条＜重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第16条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社へ提出してください。

第17条＜災害保険金額の減額＞

- 1 保険契約者は、将来に向かって災害保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が、前項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社へ提出してください。
- 3 つぎの各号のいずれかに該当し、災害保険金額が会社の定める限度をこえたときは、災害保険金額を会社の定める限度まで減額します。
 - (1) 主契約の保険金額が減額されたとき
 - (2) 主契約に付加されている定期特約の特約保険金額、逓減定期特約もしくは逓増定期特約の特約基準保険金額または家族生活保障特約の特約基準年金額が減額されたとき
 - (3) 前号に定める特約が消滅したとき
- 4 本条の規定により災害保険金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第18条＜特約の消滅＞

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- 2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅した場合には、主契約の死亡保険金または高度障害保険金の支払事由に該当したときを除き、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払

います。ただし、主契約が死亡保険金の支払の免責事由に該当し、保険料積立金が支払われる場合には、会社は、この特約の保険料積立金があるときは、これを保険契約者に支払います。

- 3 第1項第2号の規定によりこの特約が消滅した場合には、この特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主契約の払済保険の保険金額を計算します。

第19条<特約の払戻金>

- 1 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および保険料積立金はありません。
- 2 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が異なる場合、この特約の解約払戻金および保険料積立金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。

第20条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第21条<特約の更新>

- 1 主契約およびこの特約の保険期間が満了し主契約が更新された場合またはこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にある場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満期で定めてあるとき
 - (4) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- 5 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、猶予期間中に保険事故が発生した場合、ならびに保険料の自動振替貸付の規定を準用します。
- 6 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 7 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの

特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

- 8 第5条<特約保険金の支払>、第6条<障害給付金の支払限度>、第8条<特約の保険料の払込免除>および第14条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- 9 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 10 更新後の災害保険金額は、更新前の災害保険金額と同額とします。
- 11 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 12 第2項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第3号のいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結します。この場合、第8項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第22条<契約内容の登録>

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 災害死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（この特約の復活または復旧が行われた場合は、最後の復活日または復旧日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の

請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるとします。

- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第25条＜中途付加する場合の特則＞の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合には、主契約または死亡保険金もしくは災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、死亡保険金のある特約および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、特約の中途付加日から5年間（中途付加日において被保険者が満15歳未満の場合は、中途付加日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
- 10 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第23条＜管轄裁判所＞

特約保険金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第25条＜中途付加する場合の特則＞

- 1 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、つぎのとおり定めるものとします。
 - ① 月払契約の場合
主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）
 - ② 半年払契約の場合
主契約の半年単位の契約応当日
 - ③ 年払契約の場合
主契約の年単位の契約応当日
 - (2) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。
 - (3) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

- (4) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。
- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時を責任開始期とします。
 - (2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約保険金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。
 - (3) この特約の保険料は、付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。
 - (4) 前号の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
 - (5) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第26条<主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則>

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約が付加された場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 年金支払移行特約が付加されたことにより災害保険金額が会社の定める限度をこえた場合には、災害保険金額を会社の定める限度まで減額します。
- (2) 前号の規定により災害保険金額が減額された場合には、この特約の減額部分の保険料積立金を主契約の保険料積立金とともに基本年金額の計算基礎となる金額に含めます。
- (3) つぎのいずれかに該当したときは、この特約は同時に消滅します。
 - ① 主契約の全部を年金支払に移行したとき
 - ② 主契約のうち年金支払に移行しない部分が消滅したとき
- (4) 前号①の場合、この特約の保険料積立金を主契約の保険料積立金とともに基本年金額の計算基礎となる金額に含めます。
- (5) 主契約のうち年金支払に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- (6) 前号の場合で、主契約のうち年金支払に移行しない部分の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

第27条<終身介護年金保険〔総合型〕、終身介護年金保険〔痴ほう型〕、介護年金定期保険〔総合型〕、に付加する場合の特則> (記載省略)

第28条<新医療保険に付加する場合の特則> (記載省略)

第29条<疾病入院保険、医療保険〔2005〕に付加する場合の特則>

(記載省略)

第30条＜家族生活保障保険〔無解約払戻金型〕に付加する場合の特則＞

(記載省略)

リビング・ニーズ特約

(2021年1月18日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、リビング・ニーズ保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条＜特約の保険料の払込＞

この特約は保険料の払込を要しません。

第3条＜リビング・ニーズ保険金の支払＞

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。この場合、必要書類（別表1）を会社に提出してください。また、リビング・ニーズ保険金の請求日（必要書類（別表1）が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了（主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内である場合にも、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 2 リビング・ニーズ保険金の支払額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。
- 3 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとし、その特約の消滅に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。
- 4 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとし、この場合、主約款の保険金額の減額に関する規定にかかわらず、その減額分に対する解約払戻金を支払いません。
- 5 会社は、主契約の保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- 6 リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 7 リビング・ニーズ保険金を支払う前に、主契約の保険金の請求を受

けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。

- 8 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人および満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限りま
す。）の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険
証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリ
ビング・ニーズ保険金の受取人とします。
- 9 主約款の保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付の規
定による貸付金があるときは、会社は、その支払うべき金額からそれ
らの貸付金の元利金を差し引きます。
- 10 リビング・ニーズ保険金の受取人は第8項を除き、被保険者以外の
者に変更することはできません。

第4条<リビング・ニーズ保険金を支払わない場合>

- 1 被保険者が、つぎのいずれかによりリビング・ニーズ保険金の支払
事由に該当した場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払い
ません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または第5条<リビング・ニーズ保険金の
請求、支払時期および支払場所>第2項に定める指定代理請求人の
故意
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 戦争その他の変乱
- 2 被保険者が、戦争その他の変乱によってリビング・ニーズ保険金の
支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増
加が、主契約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、そ
の程度に応じ、リビング・ニーズ保険金を全額または削減して支払う
ことがあります。

第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場 所>

- 1 リビング・ニーズ保険金を請求する場合には、被保険者は、必要書
類（別表1）を会社に提出してください。
- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者がリビング・ニーズ保険金を請
求できない特別な事情があると会社が認めたときは、保険契約者が被
保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（第8条<指定代理
請求人の変更>の規定により変更した者を含みます。以下、「指定代
理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）および特別な事情
の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、リビング・ニ
ーズ保険金の受取人の代理人としてリビング・ニーズ保険金の請求を
することができます。ただし、リビング・ニーズ保険金の受取人が法
人である場合を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一
にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一
にしている被保険者の3親等内の親族
- 3 前項の規定により会社がリビング・ニーズ保険金を指定代理請求人
に支払った場合には、その後重複してリビング・ニーズ保険金の請求
を受けても、会社は、これを支払いません。
- 4 リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所について
は、主約款の規定を準用します。
- 5 主約款および特約条項の規定により、リビング・ニーズ保険金を支
払うことによって消滅する部分の未経過期間に対応した保険料相当額
を支払う場合は、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月経過し

た日に当該部分が消滅したものと計算します。

第6条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条＜特約の復活＞

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第8条＜指定代理請求人の変更＞

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第5条＜リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所＞第2項の規定の範囲内の者であることを要します。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の変更は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第9条＜告知義務および告知義務違反による解除＞

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。ただし、本条の規定によるこの特約の解除の通知について、正当な理由によって保険契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に解除の通知をします。

第10条＜重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。ただし、本条の規定によるこの特約の解除の通知について、正当な理由によって保険契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に解除の通知をします。

第11条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第12条＜特約の消滅＞

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) リビング・ニーズ保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第13条＜特約の解約払戻金＞

この特約の解約払戻金はありません。

第14条＜特約の契約者配当＞

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第15条＜特約の更新＞

- 1 主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- 2 前項の規定によりこの特約が更新される場合には、主約款の更新に関する規定を準用します。

第16条＜管轄裁判所＞

リビング・ニーズ保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第17条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第18条＜中途付加する場合の特則＞

- 1 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第2項の規定にかかわらず、会社は、会社がこの特約の付加を承諾した時を責任開始期とします。
 - (2) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第19条＜主契約に定期特約、逓減定期特約、逓増定期特約、家族生活保障特約が付加されている場合の特則＞

主契約に定期特約、逓減定期特約、逓増定期特約および家族生活保障特約の全部または一部が付加されている場合には、つぎのとおりとします。ただし、リビング・ニーズ保険金の請求日が定期特約、逓減定期特約、逓増定期特約または家族生活保障特約の保険期間の満了（定期特約および家族生活保障特約については、特約条項の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内である場合には、当該特約については、この特約は適用しません。

- (1) 第3条＜リビング・ニーズ保険金の支払＞第2項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期特約、逓減定期特約、逓増定期特約および家族生活保障特約の特約死亡保険金額（逓減定期特約についてはリビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約死亡保険金額、家族生活保障特約についてはリビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約家族生活保障年金の現価）を加えた額とします。
- (2) 第3条＜リビング・ニーズ保険金の支払＞第2項に定める指定保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約、定期特約、逓減定期特約、逓増定期特約および家族生活保障特約の死亡保険金額（特約死亡保険金額および特約家族生活保障年金の現価を含みます。なお、逓減定期特約についてはリビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約死亡保険金額、家族生活保障特約についてはリビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約家族生活保障年金の現価とします。以下、本号において同じ。）のそれぞれの割合

をもとに、会社の定める方法で、主契約およびこれらの特約の死亡保険金額から指定されたものとします。

- (3) この特則によるリビング・ニーズ保険金の支払については、第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>第3項から第9項までの規定および第4条<リビング・ニーズ保険金を支払わない場合>第2項の規定を準用します。ただし、主契約に逓減定期特約、逓増定期特約または家族生活保障特約が付加されている場合には、第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>第4項における指定保険金額分の減額は、主契約については指定保険金額が、逓減定期特約および逓増定期特約については指定保険金額に対応する特約基準保険金額が、家族生活保障特約については指定保険金額に対応する特約基準年金額が減額されたものとします。

第20条<主契約に災害死亡割増特約または傷害特約が付加されている場合の特則>

主契約に災害死亡割増特約または傷害特約が付加されている場合には、これらの特約条項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の支払により主契約の保険金額または基準年金月額が減額（付加されている定期特約の特約保険金額、逓減定期特約もしくは逓増定期特約の特約基準保険金額または家族生活保障特約の特約基準年金額の減額を含みます。）され、災害保険金額が会社の定める限度をこえたときでも、災害保険金額は減額されないものとします。

第21条<主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則>

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約が付加された場合には、つぎのとおりとします。

- (1) つぎのいずれかに該当したときは、この特約は同時に消滅します。
 - ① 主契約の全部を年金支払に移行したとき
 - ② 主契約のうち年金支払に移行しない部分が消滅したとき
- (2) 主契約のうち年金支払に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- (3) 前号の場合で、主契約のうち年金支払に移行しない部分の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

第22条<主契約が終身保険〔無選択型〕の場合の特則> (記載省略)

第23条<主契約が三大疾病保障終身保険の場合の特則> (記載省略)

第24条<主契約が三大疾病保障付終身保険〔低解約払戻金型〕の場合の特則> (記載省略)

第25条<主契約が終身保険〔低解約払戻金型〕の場合の特則>

この特約を終身保険〔低解約払戻金型〕に付加した場合で、主契約に医療保障移行特約、公的介護保険制度連動年金支払移行特約または年金支払移行特約の全部または一部が付加されたときには、つぎのとおりとします。

- (1) つぎのいずれかに該当したときは、この特約は同時に消滅します。
 - ① 主契約の全部を医療保障移行特約に定める医療保障（以下、「医療保障」といいます。）、公的介護保険制度連動年金支払移行特

約に定める公的介護保険制度連動年金支払（以下、「公的介護保険制度連動年金支払」といいます。）または年金支払移行特約に定める年金支払（以下、「年金支払」といいます。）の全部または一部に移行したとき

- ② 主契約のうち医療保障、公的介護保険制度連動年金支払および年金支払のいずれにも移行しない部分が消滅したとき
- (2) 主契約のうち医療保障、公的介護保険制度連動年金支払および年金支払のいずれにも移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- (3) 前号の場合で、主契約のうち医療保障、公的介護保険制度連動年金支払および年金支払のいずれにも移行しない部分の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- (4) 第21条＜主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則＞の規定は適用しません。

第26条＜主契約が新がん保険、がん定期保険、がん保険〔2000〕、がん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型B〕の場合の特則＞
（記載省略）

第27条＜主契約が疾病入院保険、医療保険〔2005〕、医療保険〔2009〕、医療保険〔無解約払戻金〕、医療保険〔無解約払戻金2020〕の場合の特則＞
（記載省略）

第28条＜主契約が引受基準緩和型医療保険、引受基準緩和型新医療保険、引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕、引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕の場合の特則＞
（記載省略）

第29条＜主契約が家族生活保障保険〔無解約払戻金型〕の場合の特則＞
（記載省略）

非喫煙割引特約

(2018 年 4 月 2 日制定)

<この特約の趣旨>

この特約は、被保険者の喫煙状況が会社の定める基準に適合する場合に、この特約を付加した主契約および主特約の保険料の割引を行う取扱について規定したものです。

第1条<特約の締結>

この特約は、つぎの保険契約等を締結または更新する際に、主契約または主特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の喫煙状況が会社の定める基準に適合する場合に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約または主特約それぞれに付加して締結します。

- (1) 会社の定める主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）
- (2) 会社の定める特約の全部または一部（以下、「主特約」といいます。）

第2条<主契約または主特約の保険料率>

この特約を付加した主契約または主特約の保険料率は、非喫煙保険料率とします。

第3条<特約の保険期間>

この特約の保険期間は、この特約を付加した主契約または主特約の保険期間と同一とします。

第4条<特約の失効>

主契約または主特約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第5条<特約の復活>

- 1 被保険者の喫煙状況が会社の定める基準に適合する場合、保険契約者は、主契約または主特約の復活請求の際、この特約の復活の請求をすることができます。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または主特約の特約条項の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。
- 3 被保険者の喫煙状況が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主約款または主特約の特約条項の規定により主契約または主特約の復活が行われたときには、会社の定めた方法で計算した金額をつぎのとおり精算します。
 - (1) 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
 - (2) 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むこ

とを要します。

第6条＜特約の復旧＞

- 1 被保険者の喫煙状況が会社の定める基準に適合する場合、保険契約者は、主特約の復旧請求の際、この特約の復旧の請求をすることができます。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復旧を承諾した場合には、主特約の特約条項の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 被保険者の喫煙状況が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復旧を承諾しない場合で、主特約の復旧が行われたときには、会社の定めた方法で計算した金額をつぎのとおり精算します。
 - (1) 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
 - (2) 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。

第7条＜喫煙状況に関する告知義務＞

この特約の締結、復活または復旧の際、会社が、被保険者の過去1年間の喫煙状況に関し告知書で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その告知書によって告知してください。ただし、会社指定の医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

第8条＜喫煙状況に関する告知義務違反による特約の解除＞

- 1 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向ってこの特約を解除することができます。
- 2 会社は、主契約もしくは主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、主契約もしくは主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または主契約もしくは主特約の保険金等の受取人が証明したときは、会社は、この特約の解除を行いません。
- 4 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約もしくは主特約の保険金等の受取人に解除の通知をします。
- 5 本条の規定によりこの特約が解除された場合は、会社の定める方法で、主契約または主特約の保険金額を減額します。

ただし、主契約もしくは主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生前にこの特約が解除された場合は、すでに払い込んだ主契約または主特約の保険料について、この特約を付加しなかった場合の主契約または主特約の保険料との差額を徴収する方法により処理することがあります。

- 6 本条によるこの特約の解除をできない場合については、主約款の保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第9条＜喫煙状況に関する検査＞

この特約の締結、復活または復旧の際、会社は、被保険者の喫煙状況に関する会社の定める検査を求めます。

第10条＜喫煙状況に関する検査において不正を行った場合の取扱＞

- 1 保険契約者または被保険者が、前条の喫煙状況に関する検査において、不正を行った場合には、会社は、将来に向けてこの特約を解除することができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解除された場合は、第8条＜喫煙状況に関する告知義務違反による特約の解除＞第2項、第4項および第5項の規定を準用します。

第11条＜特約の解約＞

この特約のみの解約は取り扱いません。

第12条＜この特約を付加した主契約または主特約の解約払戻金＞

この特約を付加した主契約または主特約の解約払戻金は、第2条＜主契約または主特約の保険料率＞に規定する保険料率に応じて計算します。

第13条＜特約の更新＞

この特約の更新は取り扱いません。

第14条＜主約款または主特約の特約条項の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款または主特約の特約条項の規定を準用します。

指定代理請求特約

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない所定の事情がある場合等に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって請求を行うことを可能とすることを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際または締結した後に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約を締結した後にこの特約を付加する場合には、会社がこの特約の付加を承諾した日をこの特約の付加日とします。

第2条＜特約の対象となる給付金等＞

この特約の対象となる給付金等（以下、「給付金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約（以下、「付加特約」といいます。）の給付のうち、つぎのとおりとします。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である給付金（保険金、一時金、年金、祝金、支援金を含み、名称の如何を問いません。以下同じ。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条＜指定代理請求人の指定＞

保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者（以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。

- (1) つぎの範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内のものを指定できます。ただし、第4条第1項による請求の際には、必要書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、第4条第1項各号に定める特別な事情があると会社が認めることを要します。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞

- 1 給付金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が給付金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表1）を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 給付金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合
 - (3) その他前2号に準じる状態（給付金等の受取人が死亡した場合を除く）

きます。)であると会社が認めた場合

- 2 前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内であることを要します。
- 3 給付金等の受取人に給付金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が請求時に第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲外である場合もしくは指定されていない場合(第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>の規定により指定代理請求人が撤回された場合および指定代理請求人が死亡している場合を含みます。)または指定代理請求人に給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、つぎの各号に定めるいずれかの者(以下、「代理請求人」といいます。)が、必要書類(別表1)を提出して、会社の承諾を得て、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
 - (3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者
- 4 本条の規定により会社が給付金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 5 主約款および付加特約の特約条項の身体診査、病歴確認等の規定に定めるほか、会社は、事実の確認に際し、指定代理請求人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に給付金等の支払事由(保険料の払込免除事由を含みます。)を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。

第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内で指定することを要します。
- 2 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- 3 保険契約者が、前2項の変更または撤回を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
- 4 第1項の変更または第2項の撤回は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第6条<告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知>

主契約または付加特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款および特約条項の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または代理請求人に解除の通知をします。

第7条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第8条＜特約の消滅＞

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 この特約の消滅前に支払事由に該当した給付金等については、第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞の規定を適用します。

第9条＜主約款、特約条項の代理請求に関する規定の不適用＞

この特約を付加した場合には、主約款または付加特約の特約条項に指定代理請求人または代理請求人による請求に関する規定があるときでも、当該規定を適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとします。

第10条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第11条＜主契約ががん保険の場合の取扱＞

（記載省略）

第12条＜主契約が新医療保険、疾病入院保険の場合の取扱＞

（記載省略）

第13条＜主契約が5年ごと利差配当付こども保険、こども保険〔2009〕の場合の取扱＞

（記載省略）

第14条＜主契約に総合介護保障移行特約などが付加されている場合の取扱＞

（記載省略）

保険料口座振替特約

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（会社が保険料の収納業務を委託している会社の指定する金融機関等を含みます。以下、「提携金融機関等」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 この特約による口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>

- 1 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の口座振替が不能となったときには、保険契約者は、振替日の属する月の末日までに、第1回保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 2 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払の保険契約の場合、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。
 - (2) 年払または半年払の保険契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。
- 3 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社または会社

の指定した場所に払い込んでください。

第5条＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞

第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を契約日とします。
ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とします。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

第6条＜指定口座または提携金融機関等の変更＞

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を、他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および提携金融機関等に申し出てください。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 4 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条＜特約の消滅＞

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 月払の保険契約の場合で、保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (2) 保険契約が消滅または失効したとき
- (3) 保険料の前納が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (6) 第1条＜特約の適用＞第2項に該当しなくなったとき

第8条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条＜契約日等の特則＞

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。この場合、第5条＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞の規定は適用しません。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合

- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料の振替日」と読み替えます。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日」と読み替えます。
 - ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ④ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が附加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①から③の規定を準用します。
 - ⑤ 上記①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に附加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
 - ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ④ 前①から③の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
 - ⑤ 主契約にがん特約が付加されている場合、がん特約の特約条項の規定にかかわらず、「第1回保険料の振替日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日」をがん特約の責任開始日とします。

第10条＜給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則＞

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。以下同じ。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- (2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。
 - ① 月払契約の場合
当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）
 - ② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

- (3) 当該特約の第1回保険料の口座振替が不能となり、第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第2項を準用して翌月に第1回保険料の口座振替が行われた場合には、第1回保険料が振り替えられた日の属する月の前月を第1回保険料が振り替えられた日の属する月とみなして前号の規定を適用します。
- (4) 第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第3項を準用して当該特約の第1回保険料が払い込まれた場合には、本条の規定は適用せず、当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日の規定を適用します。

保険料クレジットカード支払特約

(2018年4月2日制定)

その他特約条項

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「指定カード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社（本特約を通じて「当保険会社」といいます。）がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 前項の指定カードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されたものまたは使用を認められたものであることを要します。

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性の確認（利用限度額内であること等の確認を含みます。以下同じ。）を得た上で、つぎの時に、指定カードにより保険料相当額を決済すること（以下、「クレジットカード支払」といいます。）によって会社に払い込まれるものとします。
 - (1) 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の場合は、会社がクレジットカード支払を承諾した時
 - (2) 第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日
- 2 同一の指定カードで2件以上の保険契約のクレジットカード支払を行う場合には、保険契約者は、会社に対しその決済順序を指定できないものとします。
- 3 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 4 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第1項のクレジットカード支払がなかったものとして取り扱います。
- 5 この特約によるクレジットカード支払によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱>

第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったときには、会社は、保険契約の申込がなかったものとして取扱います。

第5条<指定カードまたはカード会社の変更>

- 1 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、指定カードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカード

に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。

- 2 保険契約者が、保険料のクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定カードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。

第6条＜特約の消滅＞

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第2回以後の保険料について、会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき
- (2) 第2回以後の保険料について、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかったとき
- (3) 保険契約が消滅または失効したとき
- (4) 保険料の前納が行われたとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき

第7条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第8条＜契約日等の特則＞

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
 - ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。

- ③ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①および②の規定を準用します。
 - ④ 上記①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ③ 前①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ③ 前①および②の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第9条<給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則>

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。

(2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。

① 月払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）

② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

別表 1 請求書類

(注) 会社は、下記以外の書類の提出を求め、または下記の書類の一部の省略を認めることがあります。

＜定期特約＞

項 目	必 要 書 類
特約死亡保険金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・ 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約高度障害保険金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約等 ・ 特約の解約 ・ 特約保険金額の減額	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

＜災害死亡割増特約＞

項 目	必 要 書 類
災害死亡保険金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・ 受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・ 受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・ 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
災害高度障害保険金	・ 会社所定の請求書

	・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・ 受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約等 ・ 特約の解約 ・ 災害保険金額の減額	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

＜傷害特約＞

項 目	必 要 書 類
災害死亡保険金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・ 受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・ 受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・ 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
障害給付金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・ 受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約等 ・ 特約の解約 ・ 災害保険金額の減額	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

<リビング・ニーズ特約>

項 目	必 要 書 類
リビング・ニーズ保険金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
リビング・ニーズ保険金の指定代理請求	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 ・ 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・ 保険証券
特約の解約	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
指定代理請求人の変更	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

＜指定代理請求特約＞

項 目	必 要 書 類
指定代理請求による 給付金等の支払	・主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者（5年ごと利差配当付こども保険またはこども保険〔2009〕の保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）と指定代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し ・給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
代理請求による給付 金等の支払	・主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者と代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 ・指定代理請求人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
指定代理請求人の変更等 ・指定代理請求人の変更 ・指定代理請求人の撤回 ・特約の解約	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

<備考>

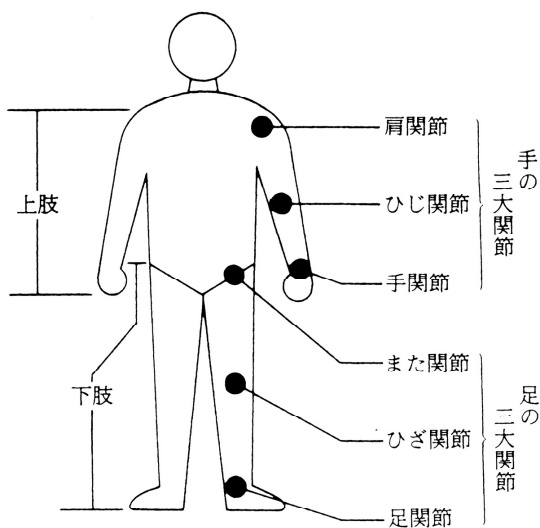
【別表3 対象となる高度障害状態】について

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

身体部位の名称はつぎの図のとおりとします。



別表 7 対象となる身体障害状態および障害給付金の給付割合表

対象となる身体障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの	30%

	21. 1 上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1 下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1 手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1 足の5足指を失ったもの	
第5級	28. 1 上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1 下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1 足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1 手の第1指（母指）および第2指	10%

	(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	
--	--	--

(注1) 身体障害状態が上記の2種目以上に該当するときは、その給付割合は、それぞれの身体障害状態が該当する種目に対応する給付割合の合計の割合とします。ただし、身体の同一部位(別表8)に2種目以上の身体障害状態が生じたときは、その給付割合は、そのうち最も上位の種目に対応する給付割合とします。

(注2) すでに上記の身体障害の生じていた身体の同一部位(別表8)に新たに身体障害が生じたときは、その給付割合は、すでに生じていた身体障害を含めた新たな身体障害状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合からすでに生じていた身体障害状態に対応する給付割合(2種目以上に該当するときは、その最も上位の種目に対応する給付割合)を差し引いて得られる割合とします。

<備考>

【別表7 対象となる身体障害状態および障害給付金の給付割合表】について

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

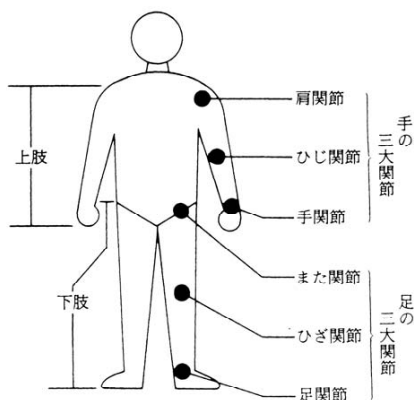
4. 日常生活動作が著しく制限されるもの
「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。
5. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
 - (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
6. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行ないます。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ $a \cdot b \cdot c$ デシベルとしたとき、 $1/4 (a + 2b + c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $1/4 (a + 2b + c)$ の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
7. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
 - (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。
8. 手指の障害
 - (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
 - (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
9. 足指の障害
 - (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
 - (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。
10. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込みのない場合をいいます。

別表8 身体の同一部位

1. 1 上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
2. 1 下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
3. 眼については、両眼を同一部位とします。
4. 耳については、両耳を同一部位とします。
5. 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
6. 別表7の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

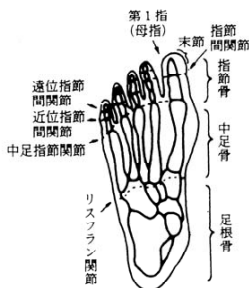
身体部位の名称はつぎの図のとおりとします。



手 骨



足 骨



別表51 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01. 0
パラチフスA	A01. 1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04. 3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96. 2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98. 0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98. 3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98. 4

（注）新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。）は、「対象となる感染症」に含めます。

解約払戻金額例表

* 「定期特約」「災害死亡割増特約」「傷害特約」を中途付加した場合などの解約払戻金の金額は、つぎの例表をご覧ください。

● 「定期特約」

1. 「非喫煙割引特約」を付加していない場合

(特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保険料 払込 期間 ・ 期間	経払 過 年 数 ・ 数	男 性			女 性		
		年 齢			年 齢		
		30歳	40歳	50歳	30歳	40歳	50歳
60 歳 満 期	5	8,400	8,822	3,391	3,955	3,604	165
	10	18,786	16,429	0	9,447	7,280	0
	20	26,170	0	—	12,174	0	—
	30	0	—	—	0	—	—
65 歳 満 期	5	12,698	14,268	10,411	5,748	5,775	2,789
	10	27,918	28,049	15,137	13,246	11,881	5,555
	20	45,351	24,985	—	20,101	9,691	—
	30	31,060	—	—	12,553	—	—
70 歳 満 期	5	18,974	22,254	21,051	8,395	9,051	7,021
	10	41,261	45,111	38,094	18,864	18,846	14,551
	20	73,376	61,670	0	31,826	24,362	0
	30	76,442	0	—	31,119	0	—

2. 「非喫煙割引特約」を付加している場合（非喫煙保険料率）

(特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保険料 払込 期間 ・ 期間	経払 過 年 数 ・ 数	男 性			女 性		
		年 齢			年 齢		
		30歳	40歳	50歳	30歳	40歳	50歳
60 歳 満 期	5	3,963	3,055	656	2,883	1,989	0
	10	9,533	7,087	0	7,024	4,820	0
	20	12,029	0	—	8,458	0	—
	30	0	—	—	0	—	—
65 歳 満 期	5	6,311	5,990	4,659	4,192	3,550	1,680
	10	14,485	13,373	8,597	9,782	8,130	4,112
	20	22,366	13,247	—	14,201	6,933	—
	30	16,374	—	—	9,040	—	—
70 歳 満 期	5	9,748	10,324	10,376	6,007	5,764	4,492
	10	21,750	22,568	20,904	13,617	12,811	10,086
	20	37,531	32,625	0	22,187	16,740	0
	30	40,395	0	—	21,610	0	—

● 「災害死亡割増特約」

(災害保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 險 期 間	保 險 料 払 込 期 間	経 過 年 数 ・ 年 齢	男 性			女 性		
			年 齢			年 齢		
			30歳	40歳	50歳	30歳	40歳	50歳
85 歳 満 期	60 歳 払 済	5	1,365	2,205	4,738	964	1,551	3,325
		10	2,829	4,568	9,818	1,994	3,210	6,879
		20	6,081	9,818	6,295	4,274	6,879	4,400
		30	9,818	6,295	2,246	6,879	4,400	1,566
		40	6,295	2,246	—	4,400	1,566	—
	65 歳 払 済	5	932	1,406	2,520	658	989	1,769
		10	1,931	2,913	5,221	1,362	2,047	3,660
		20	4,151	6,261	6,295	2,918	4,388	4,400
		30	6,703	6,295	2,246	4,698	4,400	1,566
		40	6,295	2,246	—	4,400	1,566	—
90 歳 満 期	60 歳 払 済	5	1,586	2,561	5,504	1,121	1,804	3,866
		10	3,286	5,306	11,404	2,319	3,733	8,000
		20	7,063	11,404	8,118	4,970	8,000	5,681
		30	11,404	8,118	4,341	8,000	5,681	3,030
		40	8,118	4,341	0	5,681	3,030	0
	65 歳 払 済	5	1,127	1,700	3,048	797	1,198	2,142
		10	2,336	3,523	6,315	1,649	2,479	4,431
		20	5,021	7,572	8,118	3,534	5,314	5,681
		30	8,106	8,118	4,341	5,689	5,681	3,030
		40	8,118	4,341	0	5,681	3,030	0

解約払戻金額例表

● 「傷害特約」

(災害保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 險 期 間	保 險 料 払 込 期 間	経 払 過 込 年 数 ・ 年 数	男 性			女 性		
			年 齢			年 齢		
			30歳	40歳	50歳	30歳	40歳	50歳
85 歳 満 期	60 歳 払 済	5	1,944	3,129	6,704	1,394	2,239	4,787
		10	4,022	6,473	13,872	2,881	4,627	9,894
		20	8,618	13,872	8,871	6,161	9,894	6,316
		30	13,872	8,871	3,157	9,894	6,316	2,243
		40	8,871	3,157	—	6,316	2,243	—
	65 歳 払 済	5	1,328	1,996	3,566	952	1,428	2,547
		10	2,747	4,129	7,379	1,968	2,952	5,264
		20	5,886	8,848	8,871	4,209	6,312	6,316
		30	9,473	8,871	3,157	6,758	6,316	2,243
		40	8,871	3,157	—	6,316	2,243	—
90 歳 満 期	60 歳 払 済	5	2,261	3,639	7,797	1,623	2,606	5,572
		10	4,677	7,528	16,132	3,354	5,386	11,517
		20	10,023	16,132	11,455	7,172	11,517	8,163
		30	16,132	11,455	6,109	11,517	8,163	4,345
		40	11,455	6,109	0	8,163	4,345	0
	65 歳 払 済	5	1,608	2,417	4,319	1,154	1,731	3,087
		10	3,326	5,000	8,936	2,386	3,578	6,380
		20	7,128	10,715	11,455	5,101	7,651	8,163
		30	11,472	11,455	6,109	8,192	8,163	4,345
		40	11,455	6,109	0	8,163	4,345	0

●MEMO

●つぎのような場合には、募集代理店またはアフラックコールセンターにご連絡ください。

1. 通信先の変更

- ・転居により、住所が変わったとき
- ・町名、番地などが変わったとき

2. お受取人の変更

- ・結婚などにより、お受取人を変更したいとき
- ・お受取人が死亡したとき

3. ご契約者の変更

- ・ご契約者が死亡したとき

4. 名義の変更

- ・結婚・養子縁組などにより、姓が変わったとき
- ・名前を変えたとき

5. 保険証券の再発行

- ・保険証券を紛失したとき

アフラックコールセンター

☎0120-5555-95 ●受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始は除く。月曜日は電話が
込み合う場合がございます。)

※ご連絡の際には、保険証券に記載された証券番号、ご契約者と被保険者の氏名・生年月日・ご住所をお知らせください。

指定紛争解決機関について

- 指定紛争解決機関（ADR機関）は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス；<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として 1 か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保険金等ご請求手続きの流れ

保険金等の支払事由に該当された場合は請求のお手続きが必要です。万一、保険金等の支払事由に該当された場合は、次のとおりお手続きください。

お客さま

担当代理店
またはアフラック

1 請求のご連絡

担当代理店またはアフラックまでご連絡ください。

※患者様に病名を告知されていない場合など、ご心配な点はご相談ください。



2 請求のご案内

請求に必要な書類をお送りします。



3 書類の準備・提出

請求書類をご準備のうえ、アフラックへご返送ください。



4 請求書類の確認

請求書類が到着後、アフラックで内容を確認します。



6 保険金等のお受取り

5 お支払い

保険金等をお支払いします。

アフラック保険金コンタクトセンターで承っています

☎0120-555-877

通話料無料

携帯OK

●受付時間 9:00～17:00 ●月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

※月曜日は電話が込み合う場合がございます。

アフラックホームページから、いつでも簡単・スピーディに
給付金・保険金請求のお手続きができます。

●こちらからアクセス



●キーワードで検索

アフラック 給付金

検索

2020年9月作成

募集代理店



〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
当社保険に関するお問合せ・各種手続き コールセンター 0120-5555-95

解約払戻金額例表

(平成29年3月2日改定)

●「定期保険」

1. 「非喫煙割引特約」を付加していない場合

(保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 険 料 期 間 ・ 期 間	経 払 過 込 年 数 ・ 数	男 性				女 性			
		年 齢				年 齢			
		30歳	40歳	50歳	60歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	13	7,474	0	0	0	1,370
	5	0	118	2,409	12,824	0	0	0	3,831
	7	0	843	3,011	12,996	0	0	0	4,260
	10	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 「非喫煙割引特約」を付加している場合（非喫煙保険料率）

(保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 険 料 期 間 ・ 期 間	経 払 過 込 年 数 ・ 数	男 性				女 性			
		年 齢				年 齢			
		30歳	40歳	50歳	60歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	2,254	0	0	0	0
	5	0	0	0	5,277	0	0	0	1,555
	7	0	0	714	5,905	0	0	0	2,291
	10	0	0	0	0	0	0	0	0

●「定期特約」

1. 「非喫煙割引特約」を付加していない場合

(特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 険 料 期 間 ・ 期 間	経 過 年 数 ・ 年 数	男 性				女 性			
		年 齢				年 齢			
		30歳	40歳	50歳	60歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	1	0	0	0	79	0	0	0	0
	3	0	0	1,373	8,769	0	0	0	2,657
	5	0	1,095	3,391	13,763	0	144	165	4,760
	7	0	1,434	3,607	13,570	0	524	539	4,824
	10	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 「非喫煙割引特約」を付加している場合（非喫煙保険料率）

(特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 険 料 期 間 ・ 期 間	経 過 年 数 ・ 年 数	男 性				女 性			
		年 齢				年 齢			
		30歳	40歳	50歳	60歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	3,569	0	0	0	985
	5	0	0	656	6,227	0	0	0	2,491
	7	0	211	1,330	6,482	0	126	285	2,859
	10	0	0	0	0	0	0	0	0